

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更
根拠法令及び条項		都市公園法第5条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法第5条第2項及び第8条の規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)